## 使用料はこのようになっています。

# ホール基本使用料

| 区　分 | 料　金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 午　前 | 午　後 | 夜　間 | 全　日 |
| | 午前９時から<br>正午まで | 午後１時から<br>午後５時まで | 午後 ６時から<br>午後10時まで | 午前 ９時から<br>午後10時まで |
| 平　日 | 8,350 円 | 13,540 円 | 15,680 円 | 37,570 円 |
| 土・日・休 | 10,380 円 | 16,900 円 | 19,550 円 | 46,830 円 |

[注] 楽屋・冷暖房料金は無料です。

やむを得ない事由により使用許可時間を超過し、または時間を早めに使用する場合の超過時間にかかる使用料は、条例の定めにより計算します。

## 使用料の割増・割引

### ●割増の場合

◆入場料等を徴収するときは、基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算します。

- 入場料等の最高額が 1,000 円未満のとき……5 割
- 入場料等の最高額が 1,000 円以上のとき…… 10 割

### ●割引の場合

◆ホールの舞台のみをリハーサル等に使用するときの使用料は、基本使用料（入場料等を徴収する場合は、その割増料金を加算した額）の３割相当額とします。

◆次の場合は、使用料を減額することができます。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合　的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園が使用するとき…… 5割減
- 公益上有益と認めて市が使用者と共同して使用するとき……5割減
- 障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用するとき……3割減

※承認証等減免理由が確認できる書類をご持参ください。